

令和6年2月19日

建築組合の皆様・優良住宅協会の皆様・建築家協会の皆様・事務所協会の皆様・建築士会の皆様

---

(公社) 富山県建築士会

会長 西野 晴仁

担当 副会長 徳田 義弘

氷見市と、被害家屋調査業務（罹災証明の第二次調査）の契約を2月20日前後に行ない、調査家屋1,000件を、建築士等2人1組で延人数が668人予定です。

多数の件数がありますので多くの方の御協力をお願い致します。

#### 記

1. 業務は、被害家屋調査業務で、罹災証明書の第二次調査です。
2. 罹災証明書の第二次調査は、調査家屋1,000件です。
3. 作業は2人（建築士等）1組で行い、1日3件程度の予定です。なお、氷見市税務課の付き添いはありませんが、被害家屋調査業務用の専用電話を用意して頂きますので、住まいの方からの質問等に利用して下さい。
4. 募集日は2月29日～3月31日です。1日5組から10組程度必要と考えています。土・日・祝日も休み無しで行ないます。御協力お願いします。毎日20名程が必要と考えています。
5. 作業時間は、8時30分に氷見市役所に来て頂き、打合せ後9時～16時位の実働6時間の予定です、調査表を整理して解散です。
6. 1日の報酬は、33,000円（交通費含む、消費税含む）程度を予定しています。  
保険は、建築士会で入ります。
7. 御支払いについては、積極的に会社から職員を派遣していただきたいと考えています。会社の経費も含めて、33,000円を設定しています。会社の休日に参加される個人の方にも33,000円支払いします。個人事業主の方にも33,000円支払いします。
8. 内閣府（防災担当）の定める「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き（令和5年3月）」に基づき実施し、住家被害認定調査票 地震木造プレハブ第2次-1, 2, 3によります。
9. 委託者の業務・・・調査対象家屋の選定、調査対象家屋の図面手配、調査日時の決定に伴う事務
10. 受託者の業務・・・調査に必要な装備の手配（下げ振り等）、調査対象家屋の調査
11. お忙しいと思いますが、多数の調査員が必要です。被災された方たちにとって、重要な調査です。何卒、ご協力をお願い致します。

